

第二十九号議案

水門耐震工事（新左近川水門）請負契約の変更について

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

水門耐震工事（新左近川水門）請負契約の変更について
左記のとおり請負変更契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 水門耐震工事（新左近川水門）
- 二 契約の相手方 中央区新川一丁目二四番四号
大豊建設株式会社東京建築支店
専務執行役員支店長 永田修
- 三 変更後契約金額 金五億九千二百二十九万五千百円

（説明）

議会の議決を経て締結した契約を変更するに当たり、江戸川区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年四月江戸川区条例第十三号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

変更概要

一	件名	水門耐震工事（新左近川水門）
二	位置	江戸川区臨海町一丁目四番地先
三	工期	令和二年七月八日から令和四年三月二十九日まで
四	契約金額	当初 金五億二千六百九十万円 専決による変更後 金五億六千七百八十四万七千五百円 今回変更後 金五億九千二百二十九万五千百円
五	変更理由	

水門本体の構造の設計変更及び工事現場内での新型コロナウイルス感染症の発生という受注者の責に帰すことができない事由により、工事を一時中止させたことに伴い、当該中止期間に生じた工事現場等の維持費用を一括して算定した結果、契約金額の増額変更が必要になったため。